

## 9.5 自然との触れ合い活動の場

## 9.5.1 現況調査

## (1) 調査事項及びその選択理由

自然との触れ合い活動の場の現況調査の調査事項及び選択理由は、表9.5-1に示すとおりである。

表 9.5-1 調査事項及び選択理由

調査事項	選択理由
①自然との触れ合い活動の場等の状況 ②地形等の状況 ③土地利用の状況 ④法令等による基準等 ⑤東京都等の計画等の状況	事業の実施や大会の開催に伴い自然との触れ合い活動の場の状況、機能及び利用経路の変化が考えられることから、左記の事項に係る調査が必要である。

## (2) 調査地域

調査地域は、計画地及びその周辺とした。

## (3) 調査方法

## 1) 自然との触れ合い活動の場等の状況

調査は、既存資料調査及び現地調査によった。

## ア. 既存資料調査

調査は、既存資料を用い、計画地及びその周辺の公園等の施設の名称、位置、目的、施設別の活動内容、周辺駅からの利用経路等を整理した。

## イ. 現地調査

現地調査により、計画地及びその周辺の公園等の施設における自然との触れ合い活動の状況を確認した。

調査期間は、表9.5-2に示すとおりである。

表 9.5-2 調査期間

調査項目	調査時期	調査日	調査時間帯
人と自然との触れ合いの活動の場調査	春季	平日：平成27年5月28日(木) 休日：平成27年5月31日(日)	6:30~17:00
	夏季	平日：平成27年8月3日(月) 休日：平成27年8月1日(土)	6:30~17:00
	秋季	平日：平成26年11月4日(火) 休日：平成26年11月3日(月・祝)	6:30~16:30
	冬季	平日：平成28年1月16日(金) 休日：平成28年1月17日(土)	6:30~16:30

## 2) 地形等の状況

調査は、「地形図」(国土地理院)、「土地条件図」(国土地理院)等の既存資料の整理によった。

## 3) 土地利用の状況

調査は、「東京の土地利用 平成23年東京都区部」(平成25年5月 東京都都市整備局)等の既存資料の整理によった。

## 4) 法令等による基準等

調査は、都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）、都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）、都市公園法（昭和 43 年法律第 100 号）、東京都海上公園条例（昭和 50 年条例第 107 号）の整理によった。

## 5) 東京都等の計画等の状況

調査は、「品川区まちづくりマスタープラン」（平成 25 年 2 月 品川区）等の既存資料の整理によった。

## (4) 調査結果

## 1) 自然との触れ合い活動の場等の状況

## ア. 自然との触れ合い活動の場の状況

自然との触れ合い活動の場としては、緑や水辺空間といった自然に親しむことができる公園や、緑道等を抽出した。

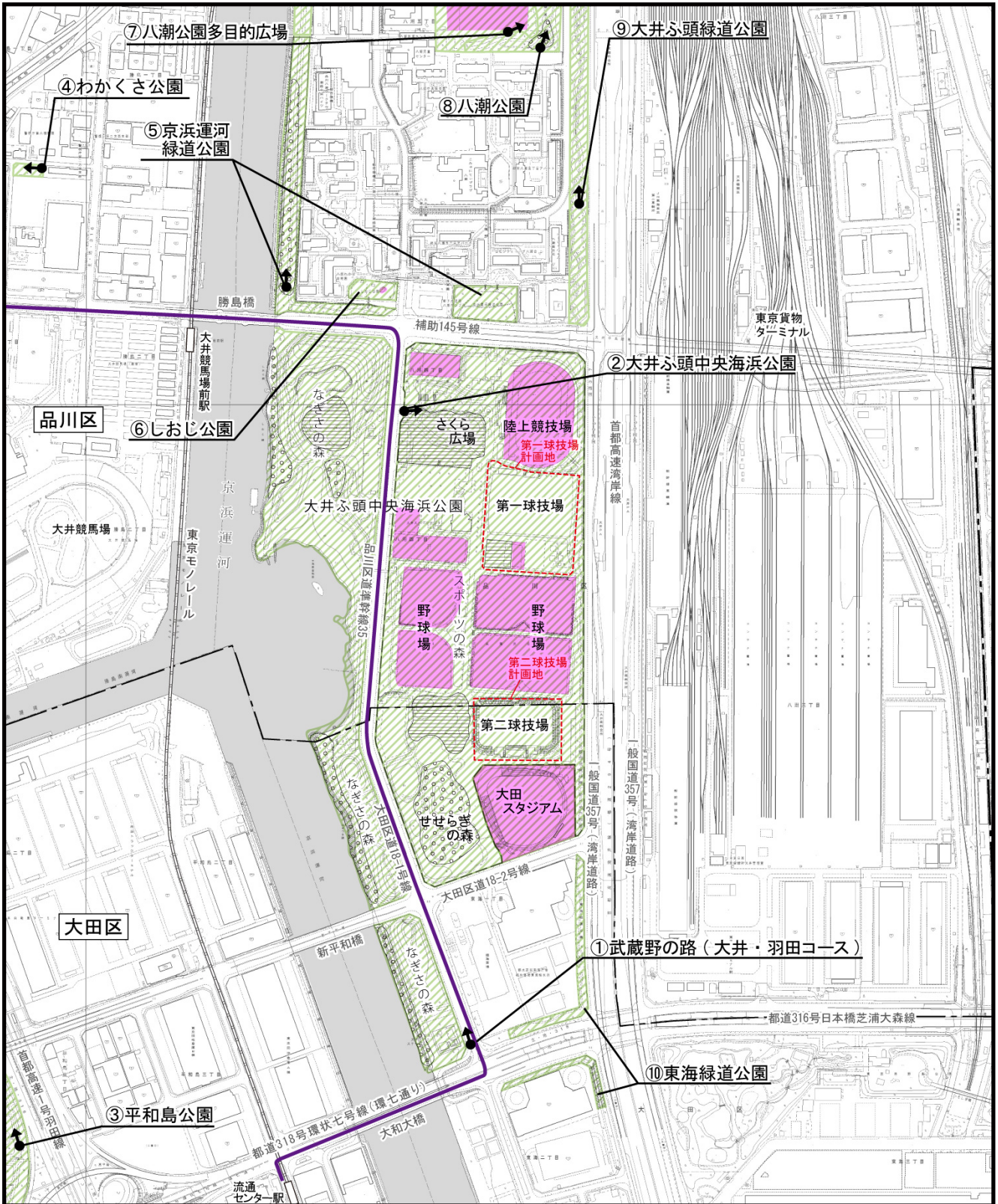
計画地が位置する大井ふ頭中央海浜公園スポーツの森には、陸上競技場、野球場等のスポーツ施設があり、その周囲を豊かな植栽とともに園路が取り囲んでいる。また、周辺にはさくら広場等の広場のほか、京浜運河沿いになぎさの森の親水空間が存在する。

計画地周辺には、南西側に平和島公園、北側にはわかくさ公園やしおじ公園等の児童遊園のほか、京浜運河緑道公園、大井ふ頭緑道公園が存在する。また、計画地周辺には、東京都が設定した「武蔵野の路（大井・羽田コース）」が存在する。

自然との触れ合い活動の場等の名称及び位置を、表 9.5-3、図 9.5-1 に、状況を写真 9.5-1(1)及び(2)に示した。

表 9.5-3 自然との触れ合い活動の場の名称及び位置

区分	番号	名称	位置	目的等
遊歩道、 道路	①	武蔵野の路（大井・羽田コース）	南大井一丁目－流通センター駅 2.9Km（約 16.7km）	武蔵野の路は、自然・歴史・文化にふれながら東京を周回する全長270kmの散策路であり、品川池上コースは、品川駅から旧東海道沿いの商店街を南に下り、海の香りと丘陵に眠る歴史を訪ねるコースである。
公園、児童遊園	②	大井ふ頭中央海浜公園	品川区八潮 4-1-1（約 454,000m <sup>2</sup> ）	スポーツの森、なぎさの森があり、スポーツの森は年間を通して多くの人々が利用している。なぎさの森やスポーツの森内のせせらぎの森は自然と触れ合うことができる。ドッグランも設置されている。
	③	平和島公園	太田区平和島 4-2-2（約 74,000m <sup>2</sup> ）	キャンプ場、野球場、プール、ゲートボール場等がある区立公園。噴水のある水景広場では水遊びが楽しめる。遊猟のキャンプ場は、溪流、山岳、草原の3区域に分かれている。
	④	わかくさ公園	品川区勝島 1-6-1（約 1,200m <sup>2</sup> ）	勝島地域にある遊戯型公園。園内中央にある和風の城をモチーフにした遊具がシンボルで、それに合わせて和風のトイレも設置されている。
	⑤	京浜運河緑道公園	品川区八潮一丁目、五丁目 （約 77,900m <sup>2</sup> ）	京浜運河沿いに位置する、約 2.5kmの緑道公園。大井競馬場駅から天王洲アイル駅までモノレール対岸の水辺の散歩道として利用されている。
	⑥	しおじ公園	品川区八潮 5-8-1、八潮 5-6-9 （約 10,200m <sup>2</sup> ）	八潮団地南端にある公園で、道路により東西に分かれている。西側は広場と遊具を備えた公園、東側は遊戯型の緑道として整備され、歩道橋で結ばれている。
	⑦	八潮公園多目的広場	品川区八潮 5-11-16（約 9,000m <sup>2</sup> ）	八潮団地の中央にある八潮公園多目的広場で、少年野球、少年サッカー、ソフトボール等各種スポーツが楽しめる。
	⑧	八潮公園	品川区八潮 5-11-16（約 15,900m <sup>2</sup> ）	八潮地域センター東側にある公園で、遊戯広場、多目的広場及び緑道部からなる。
	⑨	大井ふ頭緑道公園	品川区八潮四丁目、五丁目 （約 32,600 m <sup>2</sup> ）	自然観察を楽しみながらのんびりと散策ができる緑道公園。
	⑩	東海緑道公園	大田区東海一丁目、三丁目、四丁目、六丁目（約 43,900 m <sup>2</sup> ）	みなとが丘公園、野鳥公園、大井ふ頭海浜中央公園をつなぎ、散策できる緑道公園。



凡例

- 計画地
- 大井ふ頭中央海浜公園  
スポーツの森
- 区界
- モノレール
- 公園等
- 休息
- 広場遊戯
- 施設遊戯
- 武蔵野の路  
(大井・羽田コース)

写真撮影地点



Scale 1:10,000

0 100 200 400m

図 9.5-1 施設の状況



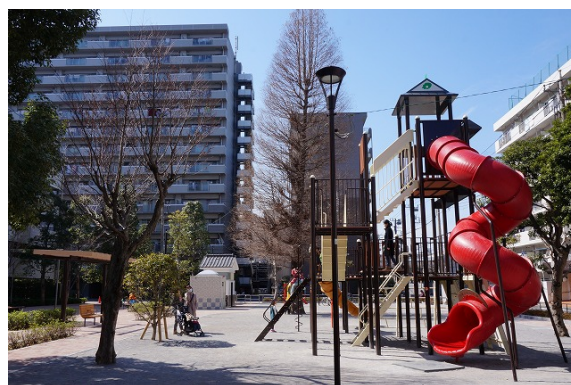
①武蔵野の路（大井・羽田コース）



②大井ふ頭中央海浜公園



③平和島公園



④わかくさ公園



⑤京浜運河緑道公園



⑥しおじ公園



⑦八潮公園多目的広場



⑧八潮公園

写真 9.5-1(1) 自然との触れ合い活動の場の状況



⑨大井ふ頭緑道公園



⑩東海緑道公園

写真 9.5-1(2) 自然との触れ合い活動の場の状況

## イ. 自然との触れ合い活動の場が持つ機能

計画地が位置する大井ふ頭中央海浜公園スポーツの森には、陸上競技場、野球場等のスポーツ施設があり、その周囲を豊かな植栽とともに園路が取り囲んでいる。また、さくら広場等の広場やせせらぎの森のほか、周辺には京浜運河沿いのなぎさの森の親水空間が整備されており、園内には広場、ベンチ、水飲み場、トイレ等が多数設置されている。

計画地の周辺には、南西側に平和島公園、北側にはわかくさ公園やしおじ公園等の児童遊園のほか、京浜運河緑道公園、大井ふ頭緑道公園が存在し、各施設内にも広場、ベンチ、水飲み場、トイレ等が設置されている。

平日の利用形態としては、各公園で散歩や休息利用が多く見られ、サイクリング、ジョギング等の利用が確認された。また、大井ふ頭中央海浜公園、八潮公園多目的広場ではスポーツ施設の利用が見られた。

休日の利用形態としては、大井ふ頭中央海浜公園、平和島公園では家族連れでのボール遊び等の広場遊戯が多数見られたほか、バーベキューの利用が多く見られた。大井ふ頭中央海浜公園、京浜運河緑道公園の京浜運河沿いでは、水辺での休息のほか釣り等が見られた。その他、散歩、休息、サイクリング、ジョギングの利用は、平日よりも多数確認された。

表 9.5-4 自然との触れ合い活動の場が持つ機能

区分	番号	名称	場が持つ機能
遊歩道、 道路	①	武蔵野の路（大井・羽田コース）	羽田空港入口の多摩川河口から大田区城南島海上バス発着場までの埋立地を結ぶ約 10.6km の平坦なコース。城南島、京浜島、昭和島の各埋立地には、大井ふ頭中央海浜公園等の各種レクリエーション施設が整備されている。羽田空港に離着陸する航空機のダイナミックな姿と、東京港野鳥公園の干潟に集まる数多くの野鳥の観察が楽しめる。
公園、 児童 遊園	②	大井ふ頭中央海浜公園	公園内には陸上競技場、野球場等のスポーツ施設があり、その周辺には植栽樹に囲まれた園路が存在する。また、計画地周辺にはさくら広場等の広場のほか、せせらぎの森や京浜運河沿いのなぎさの森の親水空間があり、平日、休日を問わずスポーツ利用や広場遊戯、散策、休息、ジョギング、サイクリング、釣り等の多目的に利用されている。
	③	平和島公園	流通センター駅の西側に位置し、野球場、プール、キャンプ場が整備されている。公園内の広場では広場遊戯が見られ、噴水のある水景広場では夏には水遊びが見られる。キャンプ場では、バーベキューやキャンプ等の利用が多く見られている。
	④	わかくさ公園	勝島地域にある遊戯型公園で、舗装された広場とベンチが設置されており、休息等の利用が見られる。
	⑤	京浜運河緑道公園	京浜運河沿いに整備された緑道公園。あずまややベンチ、水飲み場、トイレ等がある。運河沿いの開放的な空間での散策や休息、水際での釣り等の利用のほか、ジョギング等の利用が見られる。
	⑥	しおじ公園	品川区立八潮わかば幼稚園に隣接する公園で、舗装された広場とベンチのほか、遊具が設置されており、休息等の利用が見られる。
	⑦	八潮公園多目的広場	品川区立八潮学園に隣接した多目的広場。舗装された広いグラウンドでは、野球やサッカー等の利用が見られる。
	⑧	八潮公園	八潮公園多目的広場に隣接した公園。遊具施設のある広場のほか、水飲み場やトイレ、多目的広場を囲むように遊歩道がある。散策や休息のほか、ジョギング等の利用が多く見られる。
	⑨	大井ふ頭緑道公園	一般国道 357 号（湾岸道路）沿いに整備された緑道公園。多様な樹種が植栽され、大木に生育している。また、園内には雨水を貯めた池が存在する。主に散歩や自然観察等の利用が見られる。
	⑩	東海緑道公園	みなとが丘公園、野鳥公園、大井ふ頭海浜中央公園をつなぐ緑道公園。緑に囲まれた緑道では、散策やジョギング、サイクリング、休息等の利用が見られる。



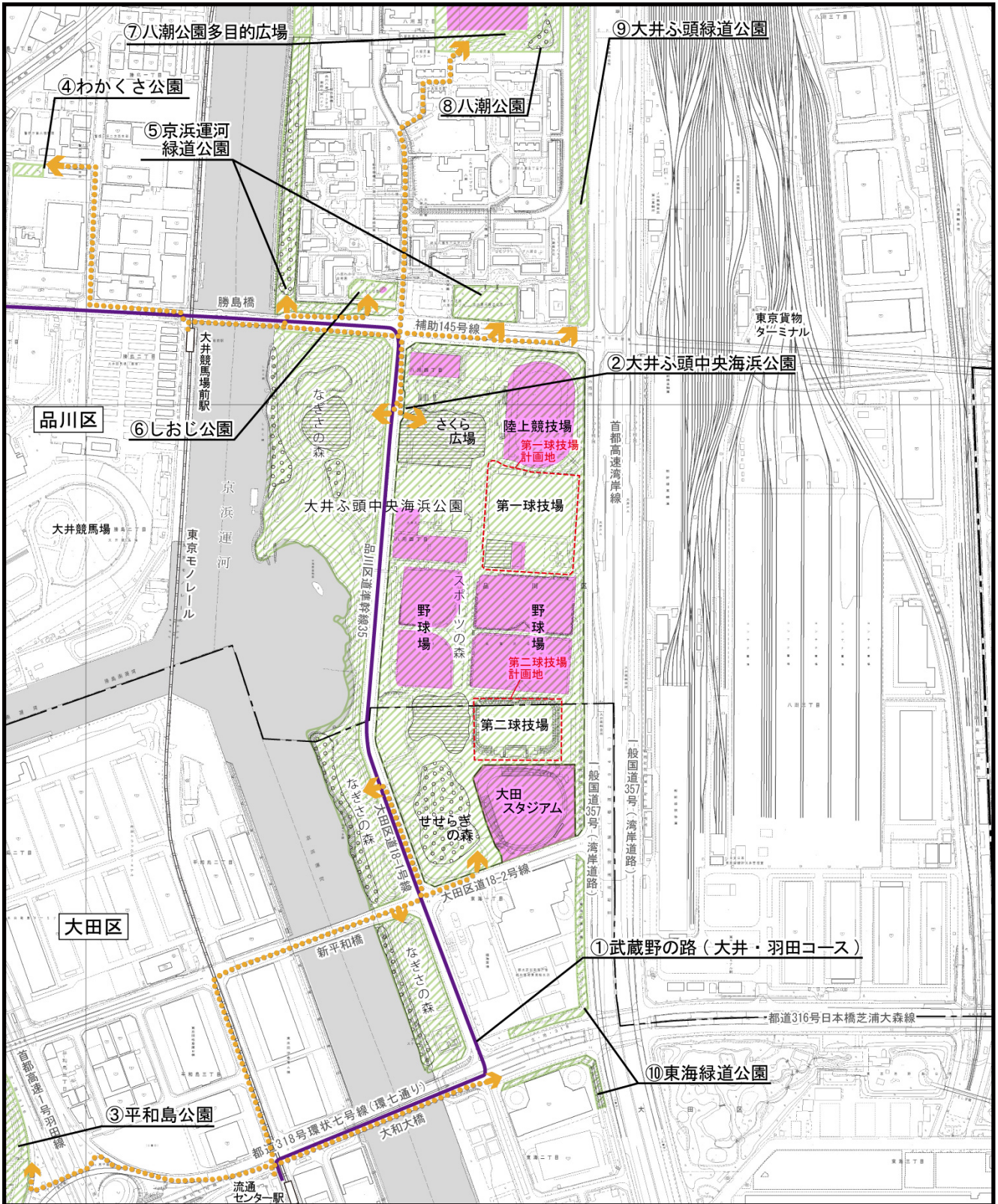
## ウ. 自然との触れ合い活動の場までの利用経路

アクセス経路（歩行者動線計画）の状況は、「7. 大井ホッケー競技場の計画の目的及び内容 7.2 内容 7.2.4 事業の基本計画 (4) 歩行者動線計画」(p. 15 参照) に示したとおりである。

また、鉄道路線の各駅からのアクセス経路と所要時間は、表 9.5-5 及び図 9.5-2 に示すとおりである。

表 9.5-5 自然との触れ合い活動の場までの利用経路の状況

区分	番号	名称	駅名	距離	標準所要時間
遊歩道、 道路	①	武蔵野の路（大井・羽田コース）	大井競馬場前駅	0m	約 0 分
			流通センター駅	0m	約 0 分
公園、 児童遊園	②	大井ふ頭中央海浜公園	大井競馬場前駅	600m	約 8 分
	③	平和島公園	流通センター駅	700m	約 10 分
	④	わかくさ公園	大井競馬場前駅	500m	約 7 分
	⑤	京浜運河緑道公園	大井競馬場前駅	250m	約 3 分
	⑥	しおじ公園	大井競馬場前駅	350m	約 5 分
	⑦	八潮公園多目的広場	大井競馬場前駅	1,000m	約 13 分
	⑧	八潮公園	大井競馬場前駅	1,100m	約 14 分
	⑨	大井ふ頭緑道公園	大井競馬場前駅	750m	約 10 分
	⑩	東海緑道公園	流通センター駅	700m	約 10 分



凡例

- 計画地
- 大井ふ頭中央海浜公園
- スポーツの森
- 区界
- モノレール
- 公園等
- 休息
- 広場遊戯
- 施設遊戯
- 武蔵野の路 (大井・羽田コース)
- 利用経路



Scale 1:10,000



図 9.5-2  
自然との触れ合い活動の場  
までの利用経路

## 2) 地形等の状況

地形の状況は、「9.1 生物の生育・生息基盤 9.1.1 現況調査 (4)調査結果 2)地形・地質の状況」(p.43 参照)に示したとおりである。計画地及びその周辺は沖積平野に位置し、埋立てによる人工地形となっている。計画地及びその周辺で注目される樹木等は存在しない。

## 3) 土地利用の状況

土地利用の状況は、「9.1 生物の生育・生息基盤 9.1.1 現況調査 (4)調査結果 7)土地利用の状況」(p.53 参照)に示したとおりである。計画地は、大井ふ頭中央海浜公園内に位置し、土地利用はその多くが公園・運動場等となっており、一部にスポーツ・興業施設がある。計画地北側には品川八潮団地等の集合住宅や住商併用建物、専用商業施設がある。計画地西側には大規模なスポーツ・興業施設である大井競馬場が、計画地南西側には倉庫・運輸関連施設であるトラックターミナルが、南東側には供給処理施設である中央卸売市場大田市場がある。

## 4) 法令等による基準等

自然との触れ合い活動の場に関する法令等による基準等は、表 9.5-6 に示すとおりである。

表 9.5-6 自然との触れ合い活動の場に関する法令等

法令・条例等	責務等
都市公園法 (昭和 31 年法律第 79 号)	(目的) 第一条 この法律は、都市公園の設置及び管理に関する基準等を定めて、都市公園の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。 (都市公園の管理) 第二条の三 都市公園の管理は、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体が、国の設置に係る都市公園にあつては国土交通大臣が行う。
都市緑地法 (昭和 48 年法律第 72 号)	(目的) 第一条 この法律は、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関し必要な事項を定めることにより、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）その他の都市における自然的環境の整備を目的とする法律と相まつて、良好な都市環境の形成を図り、もって健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的とする。 (国及び地方公共団体の任務等) 第二条 国及び地方公共団体は、都市における緑地が住民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、都市における緑地の適正な保全と緑化の推進に関する措置を講じなければならない。 (緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画) 第四条 市町村は、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するため、当該市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を定めることができる。
都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号)	(目的) 第一条 この法律は、都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。 (国、地方公共団体及び住民の責務) 第三条 国及び地方公共団体は、都市の整備、開発その他都市計画の適切な遂行に努めなければならない。
東京都海上公園条例 (昭和 50 年条例第 107 号)	(目的) 第一条 この条例は、海上公園の設置及び管理運営に関し必要な事項を定め、海上公園の整備の促進及び利用の適正化を図るとともに、自然環境の保全及び回復を図り、もって都民の福祉の増進と緑豊かな都市づくりに寄与することを目的とする。 (海上公園事業及び海上公園計画) 第五条 知事は、第一条の目的を達成するため、次の事業(以下「海上公園事業」という。)を行う。 1 海上公園の整備に関すること。 2 海上公園の利用公開に関すること。 3 海上公園における都民のレクリエーション活動の援助に関すること。 4 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事業

## 5) 東京都等の計画等の状況

自然との触れ合い活動の場に関する東京都等の計画等は、表 9.5-7 に示すとおりである。

表 9.5-7 自然との触れ合い活動の場に関する計画等

関係計画等	目標・施策等
品川区まちづくりマスタープラン (平成 25 年 2 月品川区)	<p>(目的)</p> <p>行政と区民が地域の将来像や整備方針を共有しながら、品川区基本構想で掲げる「輝く笑顔住み続けたいまち しがわ」をまちづくりの面から実現していくための基本方針を明らかにする。</p> <p>(水とみどりのネットワークの形成)</p> <p>戸越公園や林試の森公園、東品川海上公園等のまとまりあるみどりを有する大規模な公園・緑地を「みどりの拠点」と位置付け、都市環境の維持保全、防災・減災、レクリエーション、観光・交流、景観等、多様な機能の発揮を図る。そのため、将来構造の形成方針を以下の通りとし、うるおいとやすらぎのある都市空間の形成を図る。</p> <p>(身近な公園・緑地の整備・改修)</p> <p>区民の身近な憩いの場所である公園の整備・改修・バリアフリー化により、すべての人が利用できる憩いの場・遊びの場の充実を図るとともに、多様な生物の生命を育む生物の生息場所の拡大、災害に備えた防災機能の拡充等を図る。</p> <p>また、臨海部と内陸部での公園緑地の整備格差を解消するため、内陸部の公園整備を重点的に実施していくとともに、公園の不足地域を解消していく。また、木密地域における整備に当たっては、防災機能の向上のみならず、当該地域の良好な住環境の創造という観点を勘案しながら実施する。</p> <p>なお、公園・緑地を整備する場合は、区民との協働により、地域性や歴史的な視点もとり入れ、地域が望む機能・役割を備えた多様で個性豊かな公園づくりを推進するとともに、「公園施設長寿命化計画」に基づき、公園・児童遊園等の計画的な改修を推進する。</p>

### 9.5.2 予測

#### (1) 予測事項

予測事項は以下に示すとおりとした。

- 1) 自然との触れ合い活動の場の消滅の有無又は改変の程度
- 2) 自然との触れ合い活動の阻害又は促進の程度
- 3) 自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度

#### (2) 予測の対象時点

予測の対象時点は、大会開催前、大会開催後とした。

#### (3) 予測地域

予測地域は、計画地及びその周辺とした。

#### (4) 予測手法

予測手法は、自然との触れ合い活動の場の位置、区域及び分布状況並びに活動内容と東京 2020 大会計画とを比較（重ね合わせなど）する方法によった。

#### (5) 予測結果

##### 1) 自然との触れ合い活動の場の消滅の有無又は改変の程度

計画地が位置する大井ふ頭中央海浜公園スポーツの森は、陸上競技場や野球場のほか、ドッグラン、さくら広場やくすのき広場等が存在し、スポーツや広場遊戯や散策、休息等の自然との触れ合い活動の場となっている。事業の実施により、現状の第一球技場が改変され、第二球技場が改修されるが、計画地内のその他の施設は改変を生じない。

事業の実施にあたっては、既存のケヤキ等の樹木の保存や一部樹木を移植する計画である。また、第一球技場計画地及び第二球技場計画地を含めた「スポーツの森」敷地全体において、品川区みどりの条例（平成 6 年品川区条例第 19 号）で示された基準を満たす計画である。

図 7.2-6(1)及び(2)（p. 21、22 参照）に示すとおり第一球技場計画地外周部は、国際大会時の仮設スタンド設置を考慮して、芝生地として整備し、既存植栽により緑陰のある空間を確保する計画である。

また、第二球技場計画地については、既存スタンド改修やフィールド整備を実施し、第二球技場計画地及び周辺の自然との触れ合い活動の改変は生じない。

大会後には、「7. 大井ホッケー競技場の計画の目的及び内容 7.2 内容 7.2.6 供用の計画」（p. 24 参照）に示したとおり、都内有数の多目的人工芝競技場として広く一般に供用する計画であることから、自然との触れ合い活動の場の利用は維持されると予測する。

##### 2) 自然との触れ合い活動の阻害又は促進の程度

事業の実施により第一球技場計画地が改変され、自然との触れ合い活動の場として利用されている広場とドッグランが減少するが、第一球技場計画地及び第二球技場計画地周辺の自然との触れ合い活動の場を直接改変することはない。工事の実施にあたっては、工事施工ヤードにおける仮囲いの設置や低公害型の工事用車両の採用等により、大気汚染、騒音・振動の低減に努める。また、事業の実施における工事用車両の走行に関しては、計画地周辺の自然との触れ合い活動の場は歩車分離が確保されていることから、周辺の自然との触れ合い活動の阻害又は促進の程度に影響は生じない。大井ふ頭中央海浜公園の工事の実施状況、園内施設の休止期間、利用再開時期等については、現地看

板のほか、東京都ホームページで広く周知する。このため、周辺地域における自然との触れ合い活動は継続されると予測する。

事業の実施により、第一球技場計画地の外周部は芝生地として整備し、既存植栽により緑陰のある空間を確保する計画である。なお、ドッグランについては別途工事で移設されている。これにより、周辺を含めた自然との触れ合い活動の場は維持されると予測する。

### 3) 自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度

開催前の事業の実施に伴う工事用車両の走行に関しては、計画地周辺の自然との触れ合い活動の場への利用経路が、いずれも近接する駅等から歩道や歩道橋によって歩車分離が確保されていることから、一般歩行者の通行は現状と変化しないと予測する。

大井ふ頭中央海浜公園スポーツの森内の園路は来園者の利用があることから、園路等を占用して工事を行う場合には迂回路を設定し、公園内の施設へのアクセス経路を確保する予定である。また、計画地周辺の散策やジョギング等による自然との触れ合い活動の場の利用者も含め、一般歩行者の通行に支障を与えないよう、工事用車両の出入口には交通整理員を配置する予定である。

### 9.5.3 ミティゲーション

#### (1) 予測に反映した措置

- ・既存のケヤキ等の樹木の保存や一部樹木を移植する計画である。また、第一球技場計画地及び第二球技場計画地を含めた「スポーツの森」敷地全体において、品川区みどりの条例（平成6年品川区条例第19号）で示された基準を満たす計画である。
- ・第一球技場計画地外周部は、国際大会時の仮設スタンド設置を考慮して、芝生地として整備し、既存植栽により緑陰のある空間を確保する計画である。
- ・低公害型の工事用車両を極力採用し、不要なアイドリングの防止を徹底する計画である。
- ・排出ガス対策型建設機械を使用する。
- ・計画地周辺までの工事用車両の走行ルートは、アクセス性への配慮のため主に一般国道357号線（湾岸道路）及び都道318号環状7号線（環七通り）等の幹線道路を利用する。
- ・工事用車両の出入口には交通整理員を配置する予定とし、来園者及び一般歩行者の通行に支障を与えないよう配慮する計画である。
- ・大井ふ頭中央海浜公園スポーツの森内の園路等を占用して工事を行う場合には、迂回路を設定し、公園内の施設へのアクセス経路を確保する。
- ・工事施工ヤードにおける仮囲いの設置や低公害型の工事用車両の採用等により、大気汚染、騒音・振動の低減に努める計画である。
- ・大井ふ頭中央海浜公園の工事の実施状況、園内施設の休止期間、利用再開時期等については、現地看板のほか、東京都ホームページで広く周知する。

### 9.5.4 評価

#### (1) 評価の指標

評価の指標は、自然との触れ合い活動の場及び人と自然との触れ合い活動の現況とした。

#### (2) 評価の結果

##### 1) 自然との触れ合い活動の場の消滅の有無又は改変の程度

事業の実施により、第一球技場計画地及び第二球技場計画地の自然との触れ合い活動の場は改変されるが、周辺の自然との触れ合い活動の場の改変は生じない。事業の実施にあたっては、既存のケヤキ等の樹木の保存や一部樹木を移植する計画である。また、第一球技場計画地及び第二球技場計画地を含めた「スポーツの森」敷地全体において、品川区みどりの条例（平成6年品川区条例第19号）で示された基準を満たす計画である。第一球技場計画地外周部は、国際大会時の仮設スタンド設置を考慮して、芝生地として整備し、既存植栽により緑陰のある空間を確保することで、新たな触れ合い活動の場が創出される。

大会後には、都内有数の多目的人工芝競技場として広く一般に供用する計画であることから、自然との触れ合い活動の場の利用は維持されると考える。

以上より、周辺の自然との触れ合い活動の場の現状は維持され、かつ、計画地内に新たな自然との触れ合い活動の場が創出されることから、地域の自然との触れ合い活動の場は充実し、評価の指標は満足するものとする。

##### 2) 自然との触れ合い活動の阻害又は促進の程度

事業の実施における建設機械の稼働、工事用車両の走行により、計画地周辺における自然との触れ合い活動が阻害されるおそれがあるが、工事施工ヤードにおける仮囲いの設置や排出ガス対策型建設機械及び低騒音型建設機械の採用、低公害型の工事用車両を極力採用、不要なアイドリングの防止等のミティゲーションを実施することにより、その影響を低減する。



事業の実施により第一球技場計画地が改変され、自然との触れ合い活動の場として利用されている広場とドッグランが減少するが、第一球技計画地の外周部は芝生地として整備し、既存植栽により緑陰のある空間を確保する計画である。なお、ドッグランについては別途工事で移設されており、大井ふ頭中央海浜公園の工事の実施状況、園内施設の休止期間、利用再開時期等については、現地看板のほか、東京都ホームページで広く周知する。

以上より、周辺地域における自然との触れ合い活動の現況は維持され、評価の指標を満足するものとする。

### 3) 自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度

事業の実施における工事用車両の走行については、近接する自然との触れ合い活動の場への利用経路が駅等から歩道や歩道橋によって歩車分離が確保されており、一般歩行者の通行は現状と変化しない。

大井ふ頭中央海浜公園スポーツの森の園路は来園者の利用があることから、公園内の園路等を占有して工事を行う場合には迂回路を設定し、園内の施設へのアクセス経路を確保する予定である。また、計画地周辺の散策やジョギング等による自然との触れ合い活動の場の利用者も含め、一般歩行者の通行に支障を与えないよう、工事用車両の出入口には交通整理員を配置する予定である。また、工事用車両の出入場ルートは、計画地南端の大田区道 18-2 号線を予定し、工事用車両の走行による計画地内の自然との触れ合い活動への影響を極力小さくする計画としており、利用経路に与える影響は小さいと考える。

以上より、周辺の自然との触れ合い活動の場までの利用経路は維持され、評価の指標を満足するものとする。

